

平成30年 1月 24日

磐田市議会議長 増田 暢之様

会派名 公明党磐田

代表者 鈴木 喜文

会派視察研修等報告書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	平成29年12月15日(金)～平成29年12月15日(金) 1日間
視察先 研修会	日程 (1) 12月15日（静岡市）時間 13:00～16:30
参加議員	
調査事項	<p>「静岡県成年後見制度利用促進セミナー」</p> <p>12月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する法律</li> <li>・地域連携ネットワークとは何か？</li> <li>・静岡県における成年後見利用促進をどのように描くか</li> </ul>
調査内容 考 察	別紙のとおり

(注) 視察研修の調査内容及び考察は、視察先ごとに詳細に記入する。

調査事項等に係る資料等を添付する。

# 公明党磐田 会派視察研修報告

報告者：江塚 学

## 静岡県成年後見制度利用促進セミナー

開催日：平成 29 年 12 月 15 日（金）

会場：静岡商工会議所 静岡事務所会館 5F

（内容）

### 基調講演

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と

「成年後見制度利用促進基本計画」について

講師：内閣府 成年後見制度利用促進担当室 須田 俊孝氏

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度であり平成 28 年 4 月 13 日公布、5 月 13 日施行された。

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の二つがある。法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分かれています。

「後見」は、精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある人に、「保佐」は、精神上的障害により、判断能力が著しく不十分な人に、「補助」は、軽度の精神上的障害により、判断能力の不十分な人にそれぞれ適用される制度です。

成年後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、あらかじめ契約を締結し選任しておいた任意後見人に、将来認知症や精神障害などで判断能力が不十分になったときに支援を受ける制度です。

契約は、公正証書で行います。これは、法律的な仕事に深い知識と経験を持っている公証人が関与することにより、本人がその真意に基づいてこの契約を結ぶものであることを確認し、契約の内容が法律に適った有効なものであることを確保することを制度的に保障するためです。

地域連携ネットワークの 3 つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階から相談に応じ対応できる体制整備

### ③ 成年後見制度利用者への支援体制の構築

という3つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築する必要がある。

静岡県は、静岡県社協と静岡県が協力し、家裁とも協議の上、県内を5ブロックに分け、ブロックごとに「成年後見制度利用促進協議会」を設置され、全国的にみても、モデル的な先進地区として注目されている。

今1度、他の先進地区の取組（市民後見人の育成活用など）を研究され、特に施策推進を担う行政部局の実務担当者・責任者の方々には、各地域において更に取組を1歩進めるイメージをつかんでいきたいところです。

首長申立てだけを進めればいいものではありませんが、必要なケースについてはスムーズな首長申立てができる体制づくりの整備は、進めていただきたいところです。

「中核機関」については、「頼れる権利擁護の専門家が1人いれば、何かをやってくれるだろうか」をイメージすれば、自然にその役割が見えてくる。

そのために、「頼れる」中核機関に、関係者みんなが協力する仕組みづくりをし、「市町村計画」「審議会」を、その実現の「手段」にしていく。

国の財源確保、技術的支援（手引き等）についても、引き続き努力していきます。

## 基調講演

「地域連携ネットワークとは何か？」

地域での権利擁護実践につなぐために」

講師：公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 池田 恵利子氏

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会のワーキング・グループでも検討を行ったように制度の広報・周知、相談・発見、情報収約、地域体制整備、後見等申立て、後見等開始後の継続的な支援、後見等の不正防止といった場面ごとに地域における課題を整理して、体制を整備し対応を強化していくことが求められる。

後見支援のメリットについて、本人にとっては、本人意思を尊厳ある生活を個別に実現できる。

自治体にとっては、後見人に適切に金銭費出・契約・問題解決等を支援して貰うことで抱え込まずに済み、予防防止につながる。

事業者・施設等にとっては、リスクを背負い込むことなくコンプライアンス（尊厳）面でも安心して積極的支援を可能になる。

サービス契約や金銭管理を適切にする、生涯を支える法的キーパーソンを持つことは、地域包括ケア推進にとっての重要ポイントである。

地域の権利擁護の「あるべき姿」を地域から考え、地域福祉の仕組みの中に権利擁護として成年後見を組み込む。それでこそ地域包括ケアが本人を中心に据え進むことが出来る。本人も市民等の後見人も孤立せず安心して地域生活し活躍できるため、地域連携ネットワーク作りに地域の力で取組みましょう。

## ミニシンポジウム

静岡県における成年後見利用促進をどのように描くか

市民後見推進体制から地域連携ネットワーク・中核機関構築へ

コーディネーター：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

専務理事 西川 浩之氏

コメンテーター：内閣府 成年後見制度利用促進担当室 須田 俊孝氏

公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 池田 恵利子氏

シンポジスト：静岡県弁護士会 蒲生 武幸氏

静岡県司法書士会 澤本 裕貴氏

静岡県社会福祉士会 古井 慶治氏

オブザーバー：静岡家庭裁判所 葛西 法子氏

同 服部 康治氏

同 石塚 律子氏

同 天王沢紀子氏

同沼津支部 池田 恵徳氏

同浜松支部 泉地 辰瀬氏

社会福祉士会 古井 慶治氏

社会福祉士会の取組として、2001年5月に静岡県社会福祉士会内に「ばあとなあ静岡」開設し、成年後見相談、候補者養成、受任調整・候補者推薦等をおこなっている。

2017年3月で、名簿登録者321人、受任件数787件となっている。

基本計画策定と中核機関設置に向けて、高齢・障がい・地域福祉等担当部署の横断的な取り組みが不可欠である。中核機関の運営を、専門職団体等の参画の基に「直営」方式での立ち上げを市町に期待する。

社会福祉協議会に期待することは、計画的な推進、財源の裏付け、地域・住民活動との連携を地域福祉活動計画等に明示する。介護保険事業等との棲み分け、地域活動団体・組織間での協議で役職員の認識を共有していくことである。

#### 弁護士会 蒲生 武幸氏

静岡県弁護士会の現状は、会員数 468 名、成年後見人等候補者推薦名簿登録者数 289 名、平成 28 年 受任件数 472 件である。

国の基本計画を受けて、これまでの弁護士後見人は、法的紛争の処理、財産の管理の側面が重視され、身上監護面で不十分であったことを反省している。

また、弁護士会として、成年後見制度や相談窓口についての広報が不十分だった。国の基本計画では、専門職団体は、「地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて、積極的な役割が期待される」とされている。

弁護士会として、特に協議会への参加、相談対応の面で協力が可能である。中核機関の機能・役割を全て備えてからではなく、できるところから始めて行く形をイメージしながら進んでいる。

是非、専門職団体に声をかけて頂きたい。

#### 司法書士会 澤本 裕貴氏

リーガルサポートとして、既に行った活動は、社協には利用促進法の説明・相談会の開催要望、条例制定の必要性の説明、広域連携による実施の可能性の説明を行っている。

市議会議員、県議会議員、市長などに対する利用促進法の説明を行っている。

また、金融機関には支援信託に並列代替する金融商品開発の呼びかけ、既に県内の 12 信用金庫にて「後見支援預金」をスタートさせている。

今後の活動として、予算処置についての要望活動、首長申立の促進、報酬助成制度についての要望活動、市民後見人育成事業についての要望、協力と条例制定に向けた要望活動の継続をしていく。

#### 静岡家庭裁判所 葛西 法子氏

行政と司法は分離しているため、会合にはオブザーバーとして今後も積極的に参加

させてもらう。

裁判所の出来る取り組みは、情報の提供、自治体・行政機関の会議にオブザーバーで参加、市民後見人の養成、家裁の手続きの講義を行っている。

専門職・行政と一緒に中核機関の設置を進め、地域連携ネットワークの構築に取り組んで行く必要がある。

中核機関と裁判所が機能できれば支援者に権限を与えられ、後見人のニーズにあった後見人を選べられる。そのことは、後見人にとってメリットがある。

裁判所からは、限られてはいるが情報を提供していく。

## 《考察》

少子高齢化に伴い 2025 年には認知症患者数が 700 万人と推測され、ますます成年後見制度が重要視されると感じました。

そうした中、静岡県においては全国に先駆け県を挙げての取り組み・調査等を進め家裁との連携や福祉と司法の連携を明確に意識した広域での協議会・センターの設置を県全域で進めており、全国的にみてもモデル的な先進地区として注目されています。

今後の検討課題として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善には本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるような関係機関による支援の在り方の検討と、本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討が必要となります。

そのためには、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の専門職と行政・裁判所が連携し中核機関の設置を進め、地域連携ネットワークの構築に取り組むことにより、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備と意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築が必要となります。

今回、「静岡県成年後見制度利用促進セミナー」に参加して多くのことを学ぶことができましたので、磐田市における成年後見制度の支援を求めて行けるように、さらに調査・研究し、これからの議員活動に生かしてまいります。

以上